

公財) 札幌国際プラザ 令和6年度 多文化共生事業助成金募集案内

札幌国際プラザでは、多文化共生社会の実現に寄与する事業に対し、5万円を上限に助成金を交付しています。

1 申請から助成金振り込みまでの流れ

申請

- 令和6年5月13日（月）～5月31日（金）【必着】
申請書類を当財団までメール、ご持参またはご郵送ください。
※郵送の際の料金不足が多発しております。料金不足の場合はお受け取り
いたしかねますので、お気をつけください。

審査

- 令和5年6月
審査委員会での選考後、助成交付の可否を文書にて通知いたします。

実施

- 助成事業を実施してください。

報告

- 事業終了後、1か月以内（2月15日以降に終了する事業は、3月15日まで）
に事業報告書を提出してください。内容を精査し、最終助成額を決定します。

請求

- 請求書をご提出ください。申請団体名義または代表者名義口座に振り込み
ます。

2 申請の手引き

助成対象団体

[以下、すべてに該当する団体]

- 多文化共生を推進している団体であること。
- 札幌市内に活動の拠点を置く、または活動の場に札幌市が含まれる団体。
- 代表者を決め、規約または会則等により組織や活動が明確である団体。
- 営利活動、特定の思想や宗教を普及する活動または特定の政党や政治的活動を
支援する活動を目的としない団体。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 国、地方公共団体が出損または出資する団体ではないこと。
<p>対象となる事業</p>	<p>対象事業実施期間：令和6年7月1日～令和7年2月28日</p> <p>[多文化共生推進に寄与する事業]</p> <p>国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことができる多文化共生社会の実現に寄与するもので、新規事業または既存事業のレベルアップにつながる事業。</p> <p>事業例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人住民に対する生活支援（居住・保健福祉・防災支援など）事業 ● 外国人住民に対する日本語および日本社会に関する学習支援事業 ● 外国につながりを持つ子どもたちへの支援事業 ● 多文化共生に係る地域の担い手の育成を図る事業 ● 地域における情報の多言語化・やさしい日本語化に関する事業 ● 外国人住民との連携・協働による地域活性化につながる事業 ● その他、本助成事業の目的にふさわしく、特に必要と認められる事業 <p>[そのほか、以下すべての要件を満たすもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 札幌市民を主な対象に実施する事業であること。 ● 営利を目的としない事業であること。 ● 政治又は宗教活動を目的としない事業であること。 <p>※事業実施にあたっては、一般に広く開かれているものを対象とします。</p> <p>※決算時に対象経費の総額が内定額に満たない場合や、収支決算が黒字の場合は、その相当額を助成金額から減じて交付額の確定をします。</p>
<p>助成額</p>	<p>助成対象経費総額のうち、上限5万円</p> <p>※令和5年度実績…申請件数3件、内定件数3件</p>
<p>助成対象経費</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 講師招請費（謝金、交通費、宿泊費） (2) 会場費（会場料、会場設営料、看板代など） (3) 旅費交通費 (4) 通信運搬費

<p>(助成対象経費)</p>	<p>(5) 消耗品費（文具代、コピー代、消耗品など）</p> <p>(6) 通訳・翻訳料</p> <p>(7) 印刷・製本費（印刷物作成など）</p> <p>(8) 借上料（車輛など）</p> <p>(9) 保険料（傷害保険料など）</p> <p>(10) その他審査委員会が必要と認める経費</p> <p><u>※他団体の補助・助成金と重複して受給することはできません。</u></p>
<p>助成の対象と ならないもの</p>	<p>(1) 飲食費（交流会飲食費、茶菓子代など）</p> <p>(2) 人件費</p> <p>(3) 対象事業を行う団体等の運営に直接関わる経費</p> <p>(4) その他審査委員会が不相当と認める経費</p>
<p>助成の制限</p>	<p>一団体につき、当該年度 1 事業までとする。</p>
<p>申請の手続き</p>	<p>[募集期間]</p> <p>令和 6 年 5 月 13 日（月）～5 月 31 日（金）</p> <p>対象事業実施期間：令和 6 年 7 月 1 日～令和 7 年 2 月 28 日</p> <p>[提出書類]</p> <p>(1) 申請団体概要（様式 1）</p> <p>(2) 役員名簿</p> <p>(3) 規約または会則等</p> <p>(4) 助成金交付申請書（様式 2）</p> <p>(5) 収支見積書（様式 3）</p> <p>(6) その他申請の参考となる資料（チラシ、過去事業の報告書や成果物など）</p> <p>※金額の根拠となる資料の提出をお願いする場合がございます。</p>
<p>審査基準</p>	<p>申請された事業内容は、審査委員会にて助成の可否を審査いたします。</p>

(審査基準)

【助成対象事業としての適合性】

- ・事業内容が、本助成金の対象と認められる事業であること。

【事業の必要性】

- ・地域の課題やニーズを把握した事業であること。
- ・より多数の市民が参加、参画できる事業であること。

【事業の先進性】

- ・新しい取り組みや創意工夫がされていること。

【事業の効果、成果の活用、先導性】

- ・札幌市内における多文化共生推進の波及効果が高いもの。
- ・地域の課題がどう解決、改善されるかが明確に認識されていること。
- ・継続的にその効果の波及が期待できること。
- ・他団体の参考事例となること。

【事業の適正性・実現性】

- ・予算の設定が過大なものでないこと。
- ・実施方法は適切で、実現可能な計画であること。

交付内定通知

審査委員会による審査の上、助成の可否及び交付内定金額を書面「助成金交付内定通知書」にて通知いたします。

【ご注意】

- ・最終助成額は、事業終了後、助成対象経費の決算額をもとに計算し、確定します。
- ・実際に支出した費用が予算より減額した場合や、領収書の不備等がある場合は、助成額が減額になることがあります。

<p>事業実施後の 手続き</p> <p>(事業実施後の 手続き)</p>	<p>[事業報告]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後 1 か月以内に、下記の書類をご提出ください。 ただし、2 月 15 日以降に終了する事業は、3 月 15 日までとなります。 <p>(1)助成事業完了報告書（様式 6）</p> <p>(2)収支決算書（様式 7）</p> <p>（助成額相当の助成対象経費の領収書の写し含む）</p> <p>(3)事業の様子を写した写真（画像）2 点</p> <p>(4)その他事業の成果を示すもの</p> <p>[助成額の確定]</p> <p>所定の審査を行い、確定した助成金額を書面「助成金確定通知書」にて通知いたします。</p> <p>[助成金の請求]</p> <p>「助成金確定通知書」を受けた申請者は、速やかに「助成金交付請求書（様式 9）」を提出してください。 ※申請団体名義または、代表者名義の口座に振り込みます。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業を実施する際は、作成する印刷物（チラシ、看板、配布資料等）に当財団の助成を受けた旨を明記・公表してください。 ・当財団が、助成した事業の実施状況等について、随時調査を行うことがあります。 <p><u>※領収書等は、5 年以上大切に保管してください。</u></p>
<p>お問い合わせ 書類の提出先</p>	<p>公益財団法人札幌国際プラザ 多文化交流部 多文化共生事業助成金担当 住所 〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 3 丁目札幌 MN ビル 3 階 電話番号 011-211-2105 E-mail tabunkakoryu(at)plaza-sapporo.or.jp ※メールを送る際は、(at)を@に置き換えてください。 URL https://plaza-sapporo.or.jp/citizen_j/subsidy/</p>